

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第17回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月2日（金） 14時から17時15分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の1件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年5月16日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第3回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月7日(水) 14時から17時20分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)
- 3 出席者  
(委員会) 高橋部会長、新庄委員、小島委員、半田委員  
(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回の部会は、平成20年5月22日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
後日修正の可能性あり

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第3回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月7日(水) 14時から17時まで
- 2 場 所：福岡合同庁舎共用第9会議室(福岡合同庁舎8階)
- 3 出席者  
(委員会) 牟田部会長、石立委員、上村委員  
(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(2) 次回の部会は、平成20年5月15日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第17回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月8日（木） 14時から15時20分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）津田部会長、板井委員、岡崎委員、武部委員  
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の1件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成20年5月14日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第18回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月8日(木) 14時から15時30分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会) 藤井部会長、北原委員、吉椿委員、片野委員  
(九州管区行政評価局) 小園事務室長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案4件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回の部会は、平成20年5月13日(火)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第3回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月8日(木) 17時から17時50分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)
- 3 出席者  
(委員会) 山本部長、尾島委員、田村委員  
(九州管区行政評価局) 田中第八部会事務班長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2) 部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、5件について記録を訂正する必要はないと判断した。  
      今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3) 今後の部会は、平成20年5月13日(火)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第17回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月9日（金） 13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年5月15日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第19回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月13日（火） 14時から16時20分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）藤井部会長、吉椿委員、北原委員、片野委員  
（九州管区行政評価局）中村第二部会事務班長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の3件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年5月21日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
後日修正の可能性あり



## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第4回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月13日（火） 16時から16時50分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)
- 3 出席者  
(委員会) 山本部長、尾畠委員、田村委員  
(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(2) 次回の部会は、平成20年5月21日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第18回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月14日(水) 14時から16時20分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 津田部会長、板井委員、岡崎委員、武部委員  
(九州管区行政評価局) 小園事務室長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の3件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年5月22日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第18回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月15日（木） 13時30分から17時10分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年5月21日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第4回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月15日(木) 13時から14時30分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)
- 3 出席者  
(委員会) 牟田部会長、石立委員、上村委員  
(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2) 部会として、厚生年金保険の5件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3) 次回の部会は、平成20年5月22日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第18回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月16日（金） 14時から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の4件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成20年5月23日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第3回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月16日（金） 14時30分から17時50分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）市丸部会長、大久保委員、野上委員、淵上委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（2）次回の部会は、平成20年5月21日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第20回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月21日(水) 14時から15時20分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会) 藤井部会長、吉椿委員、北原委員、片野委員  
(九州管区行政評価局) 小園事務室長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の1件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回の部会は、平成20年5月27日(火)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第19回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月21日(水) 13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会) 山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
(九州管区行政評価局) 落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2) 部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3) 次回の部会は、平成20年5月29日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕



## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第4回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月21日（水） 14時から17時10分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）市丸部会長、大久保委員、野上委員、湊上委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年5月28日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第5回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月21日（水） 15時から17時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)

3 出席者

(委員会) 山本部長、尾島委員、田村委員

(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険の6件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年6月4日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第19回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月22日(木) 14時から15時40分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 津田部会長、板井委員、岡崎委員、武部委員  
(九州管区行政評価局) 小園事務室長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- (3) 次回の部会は、平成20年5月29日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第4回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月22日（木） 14時から17時10分まで
- 2 場 所：福岡合同庁舎共用第6会議室（福岡合同庁舎5階）
- 3 出席者  
（委員会）高橋部会長、新庄委員、小島委員、半田委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年5月27日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第5回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月22日(木) 14時から16時40分まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)

3 出席者

(委員会) 牟田部会長、石立委員、上村委員

(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険の6件について資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年5月29日(木)に行うこととされた。

( 文 責 : 事 務 室 )  
( 後日修正の可能性あり )

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第19回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月23日（金） 14時から16時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- （2）部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- （3）次回の部会は、平成20年5月30日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第21回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月27日(火) 14時から16時30分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 藤井部会長、吉椿委員、北原委員、片野委員

(九州管区行政評価局) 小園事務室長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年6月4日(水)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第5回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月27日（火） 14時から17時10分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎8階）
- 3 出席者  
（委員会）高橋部会長、新庄委員、小島委員、半田委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の2件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年6月4日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕



## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第5回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月28日（水） 14時から17時20分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）市丸部会長、大久保委員、野上委員、湊上委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年6月5日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第20回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月29日(木) 14時から15時50分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 津田部会長、板井委員、岡崎委員、武部委員  
(九州管区行政評価局) 小園事務室長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年6月5日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第20回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月29日（木） 13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
（九州管区行政評価局）土屋第四部会事務班長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の1件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の1件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年6月4日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会(第6回)議事要旨

1 日 時：平成20年5月29日(木) 14時から17時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)

3 出席者

(委員会) 牟田部会長、石立委員、上村委員

(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険の3件について資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年6月10日(火)に行うこととされた。

( 文 責 : 事 務 室 )  
( 後日修正の可能性あり )

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第20回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年5月30日（金） 14時から17時15分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあつせん案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあつせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年6月5日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕